

4 推進体制と進行管理

4 推進体制と進行管理 ～より実効性あるものにするために～

鎌倉市環境基本計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画及び鎌倉市環境教育行動計画(以下「計画」という)をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、滞在者、行政による推進体制を充実させ、市民や事業者等が自発的に計画を推進できる体制を整備するとともに、毎年度の実施状況を評価し、施策の推進に反映できるような進行管理をめざします。

1 推進体制

計画を推進するには行政、事業者、市民、滞在者が協働して取り組むことが必要です。

鎌倉市環境基本条例では、環境保全についての施策を推進するため、市の全庁的な体制と、市と市民団体や事業者等との協働体制を整備することとしています。

そこで次のような体制により、計画の推進を図っていきます。

(行政の役割)

行政は、鎌倉市環境基本条例の基本理念にもとづいて、地球環境保全について、総合的な施策を策定し計画的に実施します。

また、行政は、環境負荷の低減やさまざまな環境保全に率先して取り組みます

(事業者の役割)

事業者は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、事業活動を行うにあたっては、活動に伴う環境負荷をできるかぎり小さくするため、必要な措置を講じます。

また、事業者自ら、積極的に環境保全活動に取り組むとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

(市民の役割)

市民は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、日常生活に伴う環境負荷を減らすように努めます。

また、市民自ら、積極的に環境保全活動に努めるとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

(滞在者の役割)

観光客等の滞在者は、鎌倉市環境基本条例の基本理念に基づき、環境保全活動を実践するとともに、行政が実施する環境保全施策に協力します。

地球環境の保全は、人類共通の課題であり、健康で安全かつ快適な、環境負荷の少ない社会が持続的に発展するよう、全ての者が積極的に取り組む必要があります。

上記の役割のように、行政、事業者、市民、滞在者の各主体は、自らの責任において地球環境の保全に努めるとともに、4者が互いに協力し、市の施策を推進します。

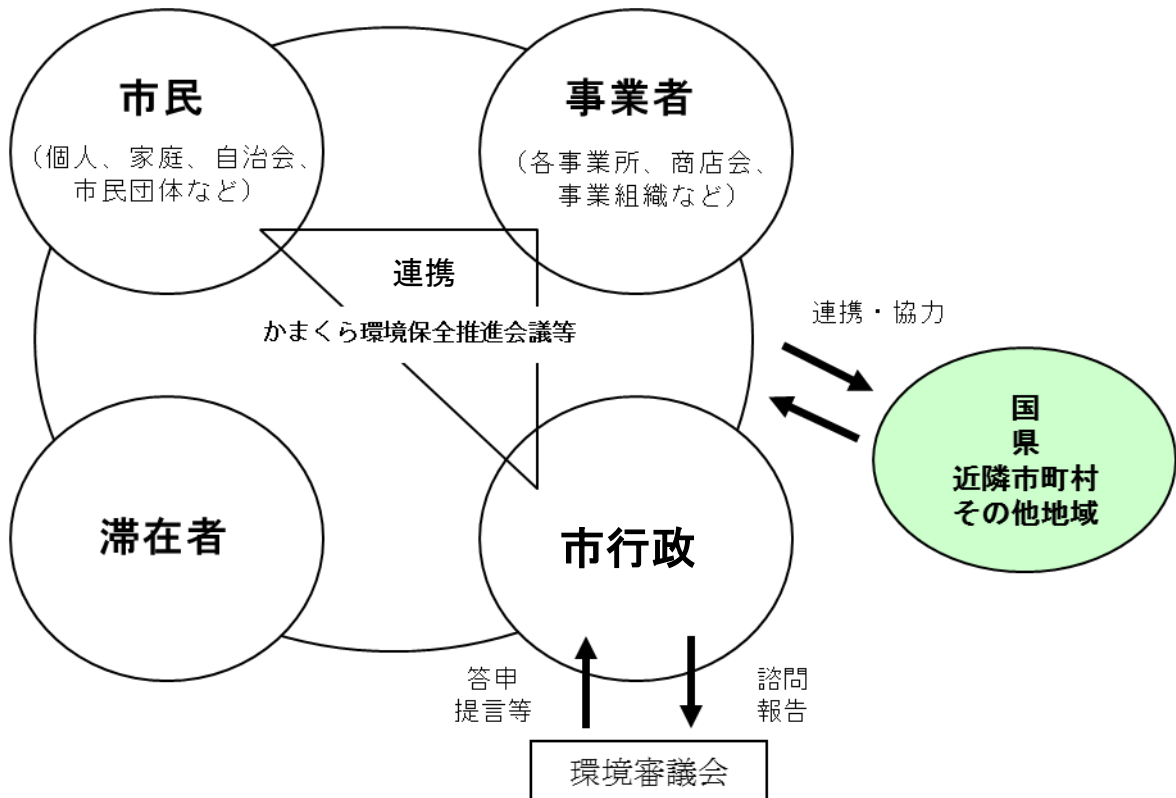
4 推進体制と進行管理

そこで、市は行政、事業者、市民相互の連携を図る方策のひとつとして、「かまくら環境保全推進会議」を設置しています。また、行政もひとつの主体として環境保全に積極的に取り組むため、行政内部に「鎌倉市環境施策推進協議会」を設置しています。

国、県、近隣市町村等とも連携・協力し、広域的な事業の推進や環境保全に向けた情報交換等を積極的に行います。

◎鎌倉市環境施策推進協議会…鎌倉市環境基本条例第 18 条第1項に基づいた、環境の保全に関し、市の機関相互の緊密な連携と施策の調整を図るための組織です。副市長を長とし、教育長、部長等で構成され、鎌倉市役所エコアクション 21 などの環境保全施策を実施しています。

◎かまくら環境保全推進会議…鎌倉市環境基本条例第 10 条及び第 18 条第2項に基づいた、市民、事業者等が協働して環境保全行動の普及、啓発等を行うための会議です。市民、事業者、環境保全団体等から推薦された委員で構成されており、環境保全等について、市へ提言したり、委員同士意見交換や情報交換をしたり、また一部の委員は環境教育の講師として啓発活動に努めています。委員の構成としては市民 10 名、環境保全団体の代表4名、事業者4名の計 18 名で構成されています。



2 進行管理

鎌倉市環境基本計画の16の具体的な目標を達成するための指標等に対する施策と鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画及び鎌倉市環境教育行動計画の施策の年度毎の進捗状況を把握し、「かまくら環境白書」で公表します。

「かまくら環境白書」は鎌倉市環境審議会等において点検・評価を受けるとともに、目標実現に向けて効率的な施策の推進を図るため、各施策の進捗状況等により、各施策に対するPlan(計画)・Do(実施)・Check(点検・評価)・Action(見直し)を行います。

鎌倉市環境基本計画及び鎌倉市環境教育行動計画の計画期間は平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画の対象期間は平成28年度(2016年度)から平成42年度(2030年度)までの15年間としていますが、社会状況の変化等に適切に対応するため、市民や鎌倉市環境審議会等の意見を聴きながら、必要に応じて計画の見直しを行います。

施策の推進のためのPDCAサイクル

